

令和6年度福岡教育大学附属福岡小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(H25 いじめ防止対策推進法「第1章総則」より)

現在のいじめの定義は、平成25年度からのもので、前回の平成18年度～24年度の定義に入っていた「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言が削除されている。これは、日常の中で生じる児童間の小さなトラブルも定義に含めることで、小さなトラブルが重大事態に発展しないよう早期発見・早期対応に努めることを意図している。上記の考え方を全ての職員が共通理解した上で、「いじめはどの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つの視点から取組を行う。

- ① いじめを許さない・見過ごさない環境づくりと児童の人権感覚の育成
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
- ③ いじめ早期発見の校内組織や方法の充実
- ④ いじめ早期解決のための家庭や他機関との連携

2 いじめ防止のための具体的な取組

① いじめを許さない・見過ごさない環境づくりと児童の人権感覚の育成

- 児童一人一人の様子の観察、情報共有の徹底（日常的に行う）

以下の観点で児童の観察を行う。

- ・ 教室に入ってくる時の様子、挨拶の声の大きさ
- ・ 服装の乱れ、用具の不足
- ・ 休み時間の過ごし方
- ・ 保健室へ行く回数
- ・ 欠席、遅刻の回数の把握
- ・ 不適切な言葉遣い、あだ名

- 生活アンケート・いじめアンケートの実施

- ・ いじめ問題に限定せず、月に1回「生活アンケート」を全学級で実施し、いじめ問題につながる兆候を定期的に把握していく。
- ・ 生活アンケートの実施は、毎月の第1週に実施する。

※ 長期休業期間（春、夏、冬）明けは、家庭での生活の様子についても留意する。

- ・ 生活アンケートの実施後は、担任が目を通し、困り感を抱えている児童について、必ず、個別の聞き取りを行う。その後、聞き取りの内容や児童への対応等についてアンケートに明記し、生徒指導主任に提出する。提出後は、生徒指導に関する情報交換会にて職員間で情報共有した上で保管する。
- ・ いじめ問題に特化したアンケート（記名は任意）を年に2回（その月は、生活アンケートは実施しない）を行い、いじめの早期発見につなげる。
 - ※ アンケートの保管期間は5年間とする。（H29 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより）
 - ※ 令和5年度からデータ保管している。

② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- 一人一人が活躍できる学習活動の充実
 - ・ 人間関係づくりを重視した学習を日常的に行う。
 - ・ 自己の学びや仲間との学び合いの成果を振り返る場を設定し、学ぶ意義や価値の感得とともに、学習意欲の向上を図る。
 - ・ 異年齢集団での交流（帰国児童学級，特別支援学級を含む）を積極的に取り入れる。
 - ・ いじめに関わる道徳科での計画的な学習を行う。

③ いじめ早期発見の校内組織や方法の充実

- 生徒指導部を中心とした校内組織の活用
 - ・ 月に1回、生徒指導に関する情報交換会（校内いじめ問題対策委員会，人権教育推進委員会）を開き、いじめの早期発見に努める。

〈生徒指導に関する情報交換会（校内いじめ問題対策委員会，人権教育推進委員会）の構成〉
 校長，教頭，教務主任，総括主任（生徒指導副主任），総括学年主任（生徒指導主任），各学年主任，養護教諭 ※必要に応じて（附属学校課職員（大学），SSW，PTA会長等）

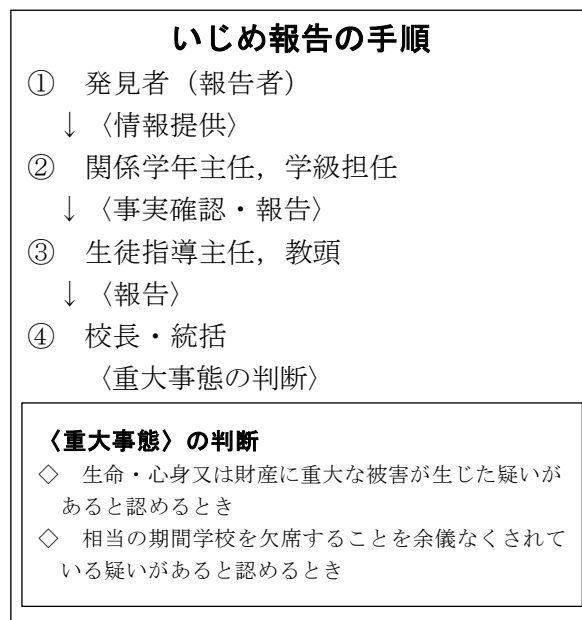
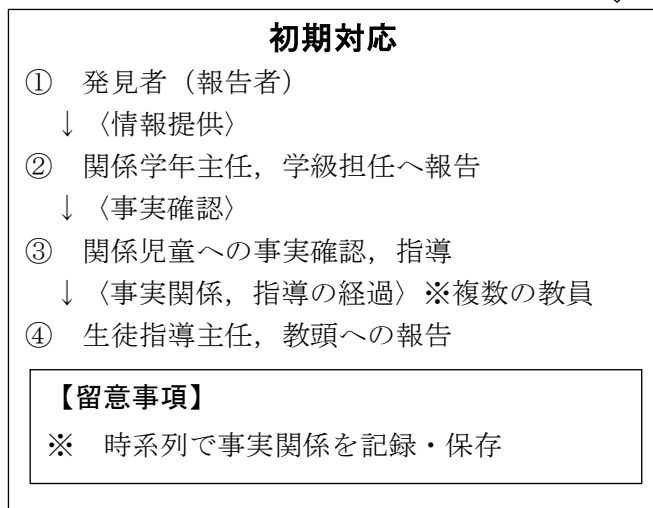
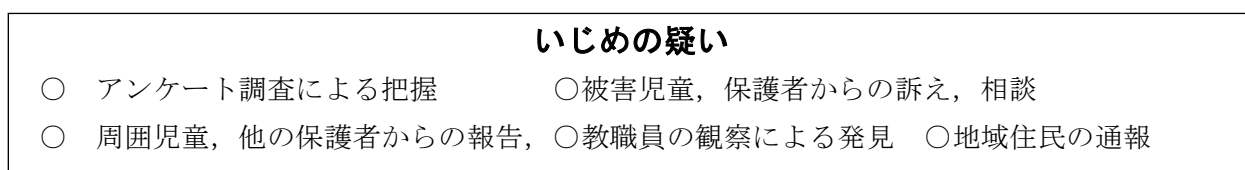
- 保護者対象アンケートの実施（生徒指導部）
 - ・ 保護者を対象にしたアンケートを，年2回行う。担任は行ったアンケートに目を通し，気になる内容については，対応方法を生徒指導主任，教頭に相談の上、電話連絡，個人面談での相談などを行う。
 - ・ 個人面談前に実施し，個人面談で報告できるようにしておく

④ いじめ早期解決のための家庭や他機関との連携

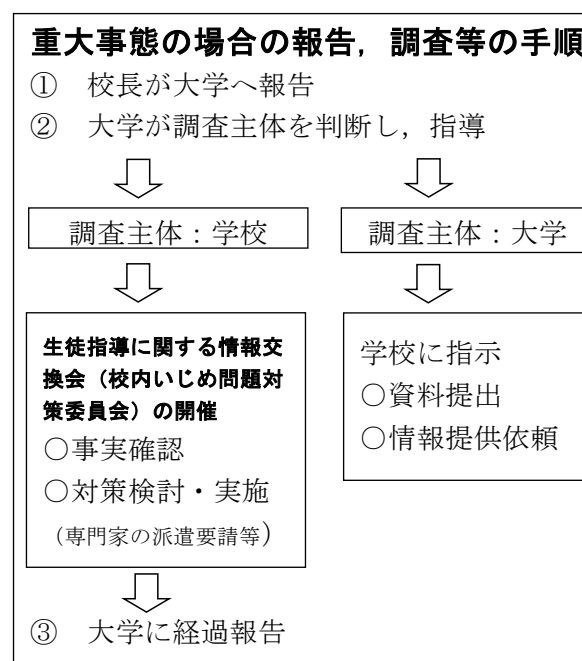
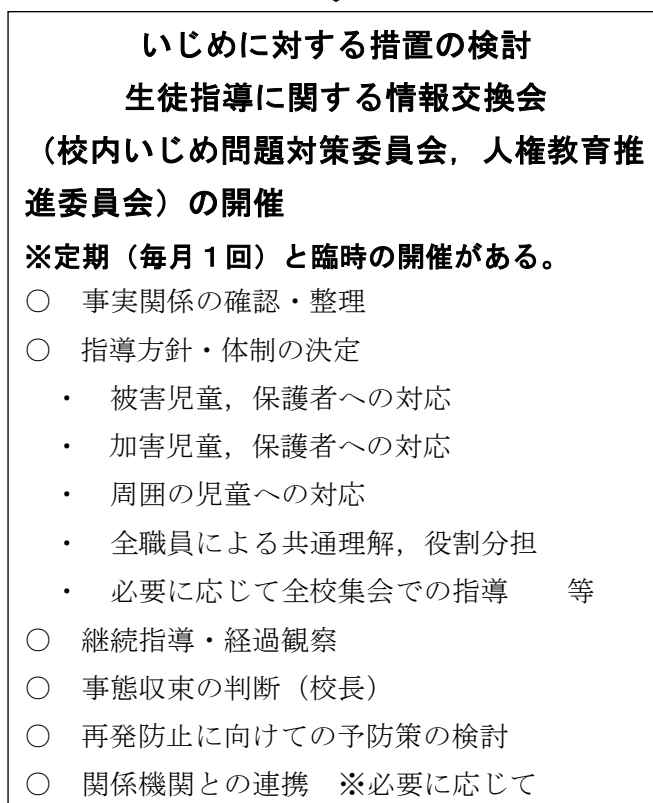
- 保護者への連絡や話合いの場の設定
 - ・ 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は，その場の適切な処置をとるとともに教頭，生徒指導主任に報告する。また，状況によっては，臨時の「生徒指導に関する情報交換会（校内いじめ問題対策委員会，人権教育推進委員会）」を開催し迅速な対応を行う。
 - ・ いじめ問題が起きたときには，担任が事実関係や学校側の対応についての情報を保護者に伝えるとともに，家庭の様子や友達関係についての情報を集め，指導に生かす。
 - ・ 必要に応じて（いじめが深刻化，複雑化した等），児童・保護者との話合いの場を設定し，いじめ解決に向けた対策・対応について話し合う。
- 保護者や職員を対象とした研修の場での講話（校長）
- S S W（スクールソーシャルワーカー）の活用

- ・ 必要に応じて、SSWが対応する時間を設定し、児童の心のケアを行う。

【いじめの覚知】



【いじめの認知】



【保護者との連携】

いじめを受けた児童の保護者	いじめを行った児童の保護者	周囲にいた児童の保護者
<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ発生に対する謝罪及び事実経過の説明 ・ 再発防止に向けた方針の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実経過の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の内容や保護者の意向を確認の上，事実経過を学級懇談会等で説明

3 いじめ防止にかかわる年間計画

		対児童（保護者）		人間関係づくりを重視した日常の教育活動の充実（道徳科での人権教育に関わる学習の実施）	教員間等
前期	4月	○ 生活アンケート (4/12)	○情報モラル学習（全学年）※4月学級参観 ○特別支援学級児童への理解を図る指導（全学年）※4月朝活動（生活創造活動）		○ 配慮児童についての交流会 ○ 生徒指導に関する情報交換会 (4/18)
	5月	○ 生活アンケート (5/7)	（藤見会前までに） ○言葉遣いに関する指導（全学年）※5月（生活創造活動）		○ 生徒指導に関する情報交換会 (5/23)
	6月	○ 生活アンケート (6/3)	○言葉遣いに関する指導（全学年）※6月（生活創造活動）		○ 生徒指導に関する情報交換会 (6/19)
	7月	○ いじめアンケート (7/2) ○ 保護者アンケート (7/2～5) ○ 個人面談（保護者） (7/16, 17)	○人間関係づくりに関する指導※6月（生活創造活動）		○ 生徒指導に関する情報交換会 (7/8)
	9月	○ 生活アンケート (9/2)			○ 生徒指導に関する情報交換会 (9/9)
後期	10月	○ 生活アンケート (10/1)	○平和学習（修学旅行）【10月実施（対象：6年生）】		○ 生徒指導に関する情報交換会 (10/9)
	11月	○ いじめアンケート (11/6)			○ 生徒指導に関する情報交換会 (11/21)
	12月	○ 生活アンケート (12/2) ○ 保護者アンケート (12/2～6) ○ 個人面談（保護者） (12/10, 11)	○言葉遣い，人間関係づくりに関する指導（全学年）※12月人権週間（生活創造活動）		○ 生徒指導に関する情報交換会 (12/9)
	1月	○ 生活アンケート (1/14)			○ 生徒指導に関する情報交換会 (1/24)
	2月	○ 生活アンケート (2/3)	○言葉遣い，人間関係づくりに関する指導（全学年）※2月（生活創造活動）		○ 生徒指導に関する情報交換会 (2/14)
	3月	○ 生活アンケート (3/3)		○ 生徒指導に関する情報交換会 (3/14)	